

平成30年度第1回東久留米市子ども・子育て会議  
会議録（全文筆記）

開催日時

平成30年5月28日（月） 午後7時00分～午後8時05分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

（1） 委員 齋藤利之委員 野村明洋委員 坂入真由美委員 武田和也委員  
山岡つかさ委員 新倉南委員 佐々木真弓委員 白石京子委員  
荒井友香委員 鹿島洋子委員 佐々木いずみ委員

（2） 事務局 子ども家庭部長  
子育て支援課長  
児童青少年課長  
健康課長  
保育・幼稚園係長  
子ども政策担当主査  
子ども家庭支援センター主査

（3） オブザーバー（コンサル） 株式会社総合企画

欠席者の氏名

菅田弘之委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 市長諮問
- 3 東久留米市子ども・子育て支援事業計画について（事業説明）
- 4 その他
- 5 閉会

1 開会

・会長

本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、定刻少し前ではございますが、委員の皆様全員揃われましたので、ただいまより平成30年度第1回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

なお、本日は〇〇委員から都合により欠席の旨、事務局宛てに連絡が来ております。委員の半数以上の出席がされておりますので、本会議は成立しております。なお、本日は次第 2 としまして市長からの諮問が予定されております。

それでは、事務局お願いいたします。

## 2 市長諮問

### ・事務局

改めまして、皆さんこんばんは。それでは、次第の 2 「市長諮問」に移らせていただきます。

市長より東久留米市子ども・子育て会議条例第 3 条に基づき、東久留米市子ども・子育て会議に諮問をさせていただきます。市長よろしくをお願いいたします。

### ・市長

「平成 30 年 5 月 28 日、東久留米市子ども・子育て会議会長斎藤利之殿。東久留米市長並木克巳。諮問書。子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する『市町村子ども・子育て支援事業計画』を定めるに当たり、同条第 7 項の規定により意見を求めます。」

### ・事務局

それでは、市長、会長はお席へお戻りください。

ただいま、市長より会長に交付いたしました諮問書、これの写しはこれから事務局より各委員の方々にご配付させていただきます。

では続きまして、市長より皆様にご挨拶がございます。並木市長よろしくをお願いいたします。

### ・市長

それでは、改めまして皆さんこんばんは。市長の並木でございます。皆様におかれましては、大変お忙しい中、また夜分にもかかわらず、この平成 30 年度第 1 回東久留米市子ども・子育て会議にご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

委員の皆様にも長期間にわたり慎重なご審議をいただき策定いたしました現行の「子ども・子育て支援事業計画」等に沿って保育所等施設整備や、学童保育所の提供体制の確保を進め、本年 4 月 1 日の利用待機児童数は大きく減少いたしました。

このように、子育て環境の整備に力を注いできたことも影響していると思いますが、出生率は現在 1.41 と、都内でも高い数字を維持してございます。先ほど諮問させていただきました次期計画の策定についても、国の動向を注視しながらしっかりと情報収集をしていきつつ、さまざまな案件についてご審議いただくこととなりますが、皆様におかれましてはそれぞれのお立場から、そして今までのご経験や知識に基づき、闊達なご議論・ご意見を賜りますようお願い申し上げます。また、今後の会議の運営につきましてもご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。以上、簡単ではありますが冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞ皆様よろしくをお願いいたします。

・事務局

なお、市長はこの後、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

・市長

では皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

・会長

それではここから本会議に入りたいと思います。事務局に確認いたしますが、本日傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

では、どうぞお入り下さい。

傍聴の方、着席されましたので、事務局より本会議での議題内容等についてご説明をお願いいたします。

・事務局

では、私から本会議での議題内容等に関しましてご説明をさせていただきます。

まず、議題内容等の説明に入る前に、事務局で4月1日付にて人事異動がございましたので異動があった職員を紹介させていただきます。

・子ども家庭部長

皆様こんばんは。この4月から子ども家庭部長を務めさせていただくようになりました、坂東と申します。私は子育て部門に長くいるというよりも、むしろ初めてでございますが一生懸命頑張っていきたいと、このように思っております。皆様のいろんな意見を楽しみというか、勉強もさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

・児童青少年課長

皆さんこんばんは。4月より児童青少年課長を務めさせていただいております、新妻と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

・保育・幼稚園係長

皆さんこんばんは。4月1日から〇〇の後任で参りました、保育・幼稚園係長の野村と申します。よろしくお願いいたします。

・子ども家庭支援センター主査

4月から〇〇の後任で参りました。子ども家庭支援センター主査の原田と申します。よろしくお願いいたします。

・子ども政策担当主査

4月1日付、東久留米市子ども家庭部子育て支援課子ども政策担当主査を拝命いたしました、河渕と申します。子ども・子育て会議の事務局窓口として、委員の皆様には会議の

開催のお知らせや、事前資料等があれば事前にお配りするなど、会議に必要な準備を進めさせていただきます。不慣れな点がたくさんありますが、どうかよろしくお願いいたします。以上です。

・事務局

異動に関する挨拶は以上でございます。

引き続きまして、本年度は、株式会社総合企画と委託契約を結び、東久留米市子ども・子育て会議の運営支援、調査資料作成等もお願いをしております。会議当日はオブザーバーとして出席していただき、会議の円滑な運営に必要な支援をサポート、支援をしていただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

・コンサル

このたびご紹介にあずかりました、総合企画の萩野と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。このたび、東久留米市様から受託契約を受けまして、主にニーズ調査の集計作業や報告書の作成、それから本会議の議事録作成や資料作成等のサポートをしてまいります。弊社といたしましては、平成28年度に武蔵野市様、平成25年度には文京区様の子育て支援のニーズ調査をいたしました。今回は、今年度までの契約となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

・事務局

引き続きご支援をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

では、改めまして、本日の議題内容等についてご説明させていただきます。お手元に配付させていただきました「次第」のとおり、本日、3「東久留米市子ども・子育て支援事業計画について（事業説明）」です。4「その他」でございます。以上でございます。

・会長

はい。ありがとうございました。

当委員会の事務局方は非常に多くのご担当の方の異動があったということでご説明いただきました。どうぞベテランの委員の皆さんにおかれましては、温かいご指導をよろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうから配付資料の確認をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

・事務局

それでは、配付資料について、確認をさせていただきます。今回の会議におきましては、事前資料は特にごさいませんでした。本日配付いたします資料にて、会議を進めてまいります。

資料は1点となります。資料1「地域子ども・子育て支援事業（13事業の説明）」です。

また、直近の待機児童数に関しまして、参考として、委員の皆様の机上に「平成30年4

月1日 保育所等利用待機児童数」及び「東久留米市学童保育所在籍児童数及び待機児童数」の資料を配付させていただきました。ご査収くださいますようお願いいたします。配付資料の確認につきましては以上です。

・会長

事務局から資料等について説明がございました。資料の不足等があれば挙手にてお願いいたします。皆さんお揃いでしょうか。よろしいですかね。

3 東久留米市子ども・子育て支援事業計画について（事業説明）

・会長

それでは次第3「東久留米市子ども・子育て支援事業計画について（事業説明）」に移りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

・事務局

次第3に入る前に、事務局より東久留米市子ども・子育て支援事業計画についてということで、少しご説明申し上げます。こちらの資料は特にございません。読み上げさせていただきます。

現行の事業計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間となっています。先ほど市長より諮問をさせていただきまして、平成30年度と平成31年度の2カ年で、次の5年間——平成32年度から平成36年度の計画についての準備を今後検討していくこととなります。現段階では、特に国から次期計画に関する通知等はございませんので、現行の事業計画策定までの経過を参照しながら、第2回の会議においてスケジュール感を皆様と共有できればと思います。

前回会議の中で、「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」策定までの大まかな経過説明について、事務局よりご説明させていただきました。現行の計画をベースといたしまして、次期計画についても教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、利用希望把握調査——ニーズ調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、地域の実情に応じて、事業計画において計画期間内における具体的な目標設定をして検討していきたいと考えております。調査の対象年齢については、前回と同様に新制度の3本柱であります「幼児期の学校教育」、「保育」、「地域の子育て支援」の対象年齢は、「放課後児童健全育成事業」を除き、就学前の子どもであることから、利用希望の把握の主たる対象としては、就学前の子ども（0歳児～5歳児）の保護者が対象となり、また「放課後児童健全育成事業」のニーズにつきましては、第1回目（前回）と同様に低学年を対象としていくかは、今後会議の中で意見聴取させていただくこととなりますのでよろしくようお願いいたします。

ニーズ調査のスケジュールについては、次回会議で委員の皆様にお示しできればと考えています。また、現在の「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～31年度）ですが、全体の成果についても基本事項でございまして、幼児期の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に係る利用状況、施設の確保方策を中心に取りまとめ、委員の

皆様よりご意見を聴取しながら進めてまいりたいと考えています。

以上で大まかではありますが、平成30年度における計画の予定でございました。

事業計画初年度の2年前からのスケジュール、つまり今年度以降のスケジュールについてはこの流れを参考にしながら、議題の内容や開催回数などを検討していこうと現在考えておりますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

続きまして、次第3「東久留米市子ども・子育て支援事業計画について（事業説明）」についてご説明いたします。

まず、お手元に資料1をご用意ください。

資料1は「地域子ども・子育て支援事業（13事業の説明）」と題した資料でございます。先ほどお話しした事業計画の中でもお話させていただきましたが、事業計画の点検・評価に当たっては、毎年の基本事項の「幼児期の教育・保育施設」、「地域子ども・子育て支援事業」にかかる利用状況・施設確保方策の進捗状況などの実績を中心に取りまとめて、会議の意見を聴取しながら進めていくこととしますので、よろしく願いいたします。

それでは、子ども・子育て支援法の13事業について、改めましてご説明をさせていただきます。資料に沿って読ませていただきます。

まず、①利用者支援事業です。子育て中の親子や妊婦等が、幼稚園や保育所等の施設あるいは地域の子育て支援事業の中から必要な支援を選択して円滑に利用できるように、行政窓口その他の場所で専任の職員が情報提供、また相談、援助を行い、各関係機関との連絡調整を行う事業でございます。平成30年度より母子保健型のほうはスタートしております。

②時間外保育事業（延長保育事業）です。2号認定又は3号認定を受けた子どもが、保護者の勤務条件や家庭の事情等により、通常の利用時間外の時間に保育を必要とする場合に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

③子育て短期支援事業（ショートステイ）です。こちらは、保護者が出産や病気等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもに対して、市が委託する児童養護施設等に子どもを預け必要な保護を行う事業でございます。宿泊を伴う場合もあるということです。

④乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業等）です。生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は助産師が訪問いたしまして、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子や養育環境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業でございます。

⑤養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業です。家庭における安定した養育が実施できるように、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する相談、また指導、助言その他必要な支援を行う事業でございます。

⑥地域子育て支援拠点事業です。小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。

裏面を見ていただきたいと思います。

⑦病児保育事業（病児・病後児保育事業）でございます。子どもが病中または病気の回復期であって、集団保育が困難で医師が必要と認めた期間、医療施設等に付設された専用のスペースで、一時的に保育及び看護ケアを実施する事業でございます。

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）。こちらは子育てのお手伝いをしたい会員（サポート会員）と、子育てのお手伝いを受けたい会員（ファミリー会員）による、組織的な相互援助活動（有償ボランティア活動）です。事前に事業説明会に参加し、入会する必要があります。ファミリー会員からの利用希望があった場合に、センターがサポート会員と連絡調整をして、援助活動につなげていきます。

続きまして、⑨一時預かり事業。急な用事等で家庭で一時的に保育が困難になった場合に、幼稚園や保育所等で子どもを預かる事業です。なお、幼稚園での教育標準時間前後の預かり保育も一時預かり事業に含めております。

続きまして、⑩妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）でございます。妊婦の健診の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、母子保健法第13条に基づき実施している事業です。現在、本市におきましては、妊娠確定後、妊娠届を提出し母子健康手帳の交付を受けた方に、妊婦健康診査14回分と妊婦超音波検査1回分、また子宮頸がん検査1回分を一部公費で受診できる受診票をお渡しをしております。

続きまして、⑪放課後児童健全育成事業（学童保育）。保護者の就労等の理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対しまして、自主性、社会性及び創造性の向上や基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を図る事業でございます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業です。特定教育・保育施設や地域型保育事業の利用の際に、教育・保育に係る日用品、文房具その他物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収が行われた場合について、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当したときに、その実費徴収の全部又は一部を助成する事業でございます。

最後に、⑬多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業です。特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の技術、手法、経験などを活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業でございます。

以上をもちまして事業についての説明をさせていただきました。次回ですね、会議におきましては平成29年度の事業実績についてご報告をさせていただき予定を考えておりますのでよろしくお願いいたします。私のほうからは以上です。

#### ・会長

ご丁寧なご説明ありがとうございました。皆さんお手元にこちらの冊子ありますよね。こちらが一番後ろ、おそらく3つのタグがつけられていると思うんですけど、一番後ろの子ども・子育て支援事業計画っていうのが、今行われている平成27年度からの5カ年です。この次の計画を先ほど私が市長から諮問を受けて、皆さんいろいろ考えてねと言われたのがこの話。で、32年度から始まるので本年度と来年度でこの計画について皆さんから闊達なご意見を聴取、頂戴したいというのが先ほどのお話でございます。

で、それを行うに当たり、いろいろとニーズ調査等、専門的な知識や方法が必要なので、

冒頭の業者の方が来られている。今後活躍していただけると。このほかに、パブリックコメントというものもおそらく今後入ってくるだろうというふうに思っております。

それから、今説明がありましたこの13事業に関しましても、この中で、この冊子でいうと、これは9月から委員の方も入っていると思うんですけど、中間見直しということがあったと思います。この13事業のうち2つの事業に関しましては、実際行っていく中で数値と見込みの乖離が出てくるでしょうということがありますので、そういう面に関しましては中間見直しという方法で国に準拠しながら、実施にあった形で進めていきたいと思います。

ここまでよろしいでしょうか。事務局より説明がございました。また私の方からも補足させていただきましたけれど、皆様からご意見もしくは最新の情報等々もございましたらお伝え願えればというふうに思います。どうぞ。

#### ・委員

幼児教育・保育無償化について、今回の平成32年からの実施計画を策定するに当たり、そこをしっかりと頭の中に入れて、私たちはこの議論を進めていけないと思っております。実際、新聞紙上では、本来であれば平成32年度から完全無償化ということで、実施されることになっていましたが、それを消費増税の平成31年10月から前倒しで無償化ということで、ここら辺の理解について、以前〇〇委員と話題になったんですが、幼稚園部分については年額30万8,000円ということで、私立幼稚園の場合は30万8,000円より超えている保育料については保護者負担になる。それ以下の幼稚園については満額無償化になる。で、保育園なんですけど、国が策定している保育料というのは、以前もお話に出ましたが、全ての階層覚えているわけではないので、一番所得が高い階層だけが私の頭に非常に残っていて、その金額だけでお話するのは大変恐縮なんですけど、年齢により、10万1,000円、また10万4,000円。それが国が担保してくれる、つまり無償化の金額ということになると、今まで各都道府県市区町村が、市区町村さんですね。責任持っているのは市区町村なので、その金額を補填して保育料を集めていたはずなんですけど、〇〇委員と話題になったのは市などが補填していた部分についても全額国が無償化してくれるんでしょうかねという話題が出ていたんですけど、ちょっと私が先日出た会によると、それは国が約束したはずなので、市が補填していた予算というのが無くなるんじゃないのかなと思うんですけど、いかがなものなんでしょうか。のっけからお金の話で大変恐縮なんですけど、子ども・子育て支援新制度になった時にはもう、このお金の話がどうしてもね、関係ない話ではなく無償化は完全にそこを無視するわけにはいかない話なので、ちょっとお伺いしたいんです。

#### ・事務局

新しい情報ありがとうございます。そういったお話ございましたけれども、この幼児教育の無償化につきましては、現在、当市含め基礎自治体のほうに詳細の通知が来ている状況にはございません。ですので、この幼児教育無償化という範囲、どういった事業が範囲の対象となるのか、それから、何歳の児童・子どもが保育料の無償化の対象になるのか、また、いつ頃からなのかも含め、報道の範囲で知る限りとなりますので、今〇〇委員からご質問あった点につきましては、我々も国の動向、特に今、国で議論されているというお



話でしょうから、そういったところを注視して、今後、この事業計画に直接保育料ということが入っているわけではございませんけれども、関連する内容として、例えばニーズに影響があるのかないかとか、そういったところも含め、国の動向を注視していくところでございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

・委員

コンサルの方が入ったということはニーズ調査を考えているということなので、設問の中にやはりそういう部分を省いて設問を設定されないほうが、私は正しい形のニーズが、数値が出てくるんじゃないかなと思いますので。今現在、第3子は無償化されているはずですが、幼稚園でも保育所でもね。それで、今後、第2子、第1子と拡大していくので、この方向ってというのは決してなくなる方向ではない、順当にそのとおり進むだろうという予測で、報道だけではなく必ずそういう方向になっていくものであるもので、皆さんで設問を考える時に、保護者の方の正しいニーズを把握するためにも、この無償化について必ず調べていただいて、そして入れていただきたいということをお願いしたいかと思います。

・会長

貴重な意見ありがとうございます。受益者としてはお金の問題って結構すごく切実な問題で、やはり私も子どもいますから、いの一番にいくらかかったとかですね、今回ただになるのと、当然関心ごとだと思います。東久留米市といたしましても、先ほど来市長のほうからもお話がありましたように、いろいろと国の動向をしっかりと注視しながら、東久留米らしい施策というのを委員の皆さんとですね、計画それから施策の議論を進めていくべきことかなというふうに思います。で、私のほうから逆に言いたいですけれども、我々の任期とそれから実際に計画を遂行していく段階というのと、ちょっとですねズレが生じてしまうんですね。ですので、例えば〇〇委員からのこういったご意見であるとかそういったものですね、事務局のほうでしっかりと議事のほうに書き留めていただきまして、そういったもの注意しながら議論を進めていくという体制をとっていただければなというふうに思います。

そのほか質問でなくてもですね、こういったところどういう形ですかというようなことでも何でもよろしいですけども。いかがでしょうかね。一旦はよろしいですか。まあ今日、多少時間はございますので、一回気づいたら振り返ってこんな質問ですけどもということで、全く関係ございませんので、是非言っていただければと思います。

それでは一旦、次第の資料1の部分につきましては以上といたします。

4 その他

・会長

次に次第の4「その他」に移りたいと思います。

先ほども言いましたけどちょっと戻ることがあっても構いませんので、まずは次第の4進めたいと思います。事務局のほうよろしくお願いたします。

・事務局

事務局の〇〇と申します。

それでは机上の配付資料「平成30年4月1日 保育所等利用待機児童数」をご覧ください。こちらの資料は「保育所等の利用待機児童数調査要領」に基づきまして、第一希望の待機児童数を調査したものでございます。合計で待機児童数、平成30年4月1日時点では右下の数字38名でございます。前年が67名でございます、29名の減少でございます。上から公立園、公設民営園となっておりますが、公立園で合計5名、公設民営園で4名、私立園で29名、家庭的保育施設で0名、小規模保育施設で0名でございます。年齢ごとでございますと、0歳で3名、1歳で22名、2歳で13名、3歳で0名、4歳で0名、5歳で0名、合計38名でございます。こちらの資料の説明は以上でございます。

・事務局

続きまして、「東久留米市学童保育所在籍児童数及び待機児童数」について説明させていただきます。在籍児童数といたしましては、平成30年4月1日時点で1,161名という形になっておりまして、待機児童数につきましては、平成30年4月1日時点で6名という形になっております。待機児童数につきましては、平成29年4月1日時点が60名という形であったので、6名という形で減少しているところでございます。こちらの減少の要因といたしましては、平成29年度に第五小学校、第九小学校、小山小学校、神宝小学校、南町小学校で特別教室等の活用によって、受け入れ児童数が増加したことが要因というふうに考えるところでございます。ちなみに、直近6月1日時点の待機児童数の見込みにつきましては、くぬぎ学童で2名を見込んでおりまして、新川学童、中央学童での4月1日時点でいらっしゃいました待機児童については解消されたというような状況になってございます。以上でございます。

・会長

すいません。最後のところの6月1日現在の見込みのところもう一回、数値なんですけれども、聞き間違いじゃなければなんです、新川で今2名というところが解消したということでこれがゼロになる見込み、くぬぎで3名のところが1名解消で2名ということで合計マイナス3ということで…。

・事務局

あとですね、中央学童の1名いらっしゃったところが解消されてゼロという形になっておりまして、あと、くぬぎ学童が1名解消されまして2名ということで、現在待機児童として見込んでおりますのは、くぬぎ学童の2名という形になってございます。

・会長

今6名のところ、6月1日の見込みだと2名、トータルで待機児童ですよということでですね。

・事務局

直近ではそのような見込みでございます。

・会長

ありがとうございました。以前からも〇〇委員中心にですね、学童の部分に関しましては、〇〇委員もそうですけども、数字のところに反映されていないところの実情というものを含めても、今までも多くご意見を頂戴したところでございますが、こと数値だけにおきまして103、62、今6。今後2になるということで、数値だけに関して言うと、順調に解消されているという見方で問題はないということでしょうか。あとは中の問題と、質の問題ということかなと。数字に表れないところの部分でどのように対策を取らなければいけないか、もしくは対策を取る必要があるかということかと思っております。数値の部分でご説明がございました。数値の部分で何かご意見・ご質問等ございましたら。はい。〇〇委員お願いします。

・委員

学童の在籍児童数に対する児童数の資料で、お聞きしたいというか、次回の会議のときでいいのでお願いしたいんですけども、各学童の定員数。例えば定員何名に対して在籍児童数何名なのか。これがまずわかるようにしていただけるとわかりやすいんじゃないかなというのがまず一つですね。これ左側のほうですね、在籍児童数とかが、例えば前沢第二学童が定員何名に対して69名、69名、72名なのか、そこまでであるとわかりやすいんじゃないのかなというのが一つと。もう一つ待機児童数の部分ですが、今、会長のほうからも待機児童数がちょっと減っているという話もありましたが、実際にこれは自然に減ったわけではなくて、東久留米市として待機児童数に関しては、特別教室を利用してやってきた経過があって減ってきているわけじゃないですか。それを考えた時に、単に第一学童、第二学童ってことじゃなくて、例えば何年度から特別教室を利用しての待機児童解消を行ってきたのか。それぞれで違いますよね、何年度から始めてきたのかというのは。そこも入っているとよりわかりやすいんじゃないかと。どういうふうにして東久留米市が取り組んできて、その待機児童解消を行ってきたのかっていうのが、それが入っているほうがよりわかりやすいんじゃないかと思っておりますよ。このままだと、ただそれぞれの学童が何ももしないまま自然に減ってきたと捉えられてしまいがちなので、そういった部分で待機児童数のところに、特別教室をやっているところが、わかるようにしていただくとまたわかりやすいと思います。これは次回の時でいいと思いますので、それが加わった資料をまたお願いしたいと思います。

あと、質問なんですけれども、昨年の中間の見直しのところで、新たに4学童で待機児童数が増えるということで、特別教室を使った待機児童解消を行うってことをやりましたが、これはまた学童父母会連合会のほうで担当課長とのやり取りの中で、実際予測したよりも待機児童数が出なかったということで、特別教室を使うまでに至らなかったという話がありましたが、今回これに当たってそういった説明とか事実経過もお話していただいたほうが、この前ここで話し合っていた中間年の見直しの話に繋がると思っておりますので、その補足説明をお願いしたいと思います。

・事務局

それでは今、補足説明をということでいただきましたので。特別教室の活用ということで、待機児童の解消を図るということでこれまでお話をしてくれているところでございますけれども、今年度につきましても、今年度4校を当初、特別教室の活用という形で予定していたところございまして、その4校につきましては、第二小学校、第三小学校、第七小学校、本村小学校の4校を特別教室の活用という形で、待機児童が生じている場合にはその解消を図っていくということで考えていたところでございます。ただ、本年につきましては第二小学校、第三小学校、第七小学校、本村小学校につきましては、現時点では待機児童が出てないという状況でございます。今後、夏休み明けなどに児童・学童につきましては退所される方もいらっしゃるような状況もございまして、そういったところで夏休み以降の待機児童数または空き状況などを検討しながら、特別教室を今年度予定していた4校について、必要性については検討していきたいというふうに考えております。

・委員

途中ですいません。僕は、学童父母会連合会なので第二小がどこの学童かってわかるんですけれども・・・。

・事務局

済みません。

・委員

ここの皆さんは第二小が、どこの学童かわかんないと思いますが。

・事務局

済みません。第二小学校のほうがですね、新川学童、第三小学校のほうが中央学童、第七小学校のほうが滝山学童で、本村小学校のほうは本村学童ということで、この4学童につきまして、今年度特別教室等の活用によりまして、待機児童が生じている場合にはその対応をということで検討しているところでございますが、現時点でこの4つの学童保育所につきましては待機児童が出ていない状況、また、夏休み明けにも退所などが例年生じるような状況がございましてその状況を今後勘案しまして、実施するかどうかの必要性については検討していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

・会長

どうもありがとうございます。以前に、委員のほうから待機児童の特別教室の開放につきまして、現場も非常に苦慮しながらやられているというご意見もあったかなというふうに思いますので、また、そういった貴重な意見もですね、今後学童のあり方等も含めまして皆さんと議論できる場があればいいなと思っております。数値上では、順調に減少しているということで、一定の評価ができるのではないかとこのふうには思っております。こちらの保育所のほうで何か皆さんございますでしょうか。特によろしいですか。

・委員

待機児童数38名ということでかなり少ない人数かなというふうにも感じますけれども、たぶんこれ新定義の話になっているのではないかなと思ひまして、聞いたところによると旧定義だと108名いらっしやるって話も、103名でしたっけという話も聞きましたので、ちょっとそこら辺をお話しただけないかなと思ひます。お願いいたします。

・事務局

ただいまのご質問でよろしいでしょうかね、ご意見というところでございます。本日机上配付させていただきましたこの平成30年4月1日の保育所等利用待機児童数につきましては、算出に当たりましては国の通知「保育所等利用待機児童数調査要領」というのがありますので、これに沿った形で算出したものが38ということですね。なので、最新の、国へ報告するに当たっての人数ということになります。〇〇委員のただいま新定義・旧定義というお話ございましたけれども、これまでの旧定義というのがなかなかご説明のほうににくいところなんですけど、概ね考え方といたしましては、保育園に入園したいという申請があった方のうち、既に認可保育所等を利用されている方を除いた人数というのが、今、〇〇委員さんがおっしゃった旧定義というものに実際あてはまると考えてございますけれども、その数値というのは、全体の人数しかわかりませんが今108名ということで国の報告書から算出する人数というのは出てございます。ただ、この表の形で作るには一定のお時間等もかかりますので、今お示しすることはちょっと出来ませんが、そういった違いがあるということです。また、入園申請をした人から既に認可保育所等を利用している方を除くと、そのほかについては、例えば東京都の認証保育所でありますとか、企業主導型保育事業などを利用されている方についてはこの108名から除いていくと。また、例えばほかに空きがある場合において、特定の保育所を希望されている方でありまして、育休中といった申請をされている方であって一定の条件を満たす方は待機児童としないとか、国の調査要領に沿った形で徐々に人数を出して行って、この38が各自治体が国へ報告している人数というふうになる。このようなご理解をいただければなと思ひます。

・委員

今のお話で、そのとおりだと新定義と旧定義という説明は、ただわからない方もいらっしやると思うんですね。たぶん言葉だけでは。だから、そこも次回の時でいいので新定義と旧定義と何がちがうのか、それが何かこういったレジュメでいただくと、ここにいる委員の皆さん共有できるのかなと思ひますので、それを伝えたいということと、今、市の事務局のほうから108名でしたよね、旧定義でいくと、待機児童数が。108名でしたよね、今のお話ですと。ですから、市のほうでも旧定義だと108名ですと、データがあるってことだと…ないですか。

・事務局

先ほどちょっとご説明させていただいた内容なんですけど、国に報告する表、表というか数字があるんですけども、そこに旧定義っていう欄があるわけではなくて、入園申請をした人がいて、既に認可保育所に通っている人とか、先ほど触れさせていただきました認

証保育所とか企業主導型保育事業に通っている方の欄があって、それを引いたりしていった結果が今お手元にある数字になりますので。市としましては国の調査要領に沿った数を、人数を口頭でお話しさせていただいたということでございます。

・委員

わかりました。すいません、勝手に話していいですか。であれば要は保育関係でいろいろやっていると、新定義と旧定義の中でデータをいろいろ見たときに、いわゆる隠れ待機児童数という言葉が出てくるんですね。新定義だと旧定義の時の待機児童数が含まれていない。例えば認証保育所に入っているから待機児童に含まれないとか、いろんな捉え方があるわけですよ。で、先ほど頂いた、保育所等利用待機児童数のところは、説明があったように公立、公設民営、私立、家庭的保育施設、小規模保育施設とありましたが、例えばそこのほかに認証保育所、東久留米市内に認証保育所が何施設あって、それぞれの各年齢に何名ずつくらい在籍しているのか、本来ならばこの認証保育所にいる人たちの中で、公立とか公設民営とか私立とかの認可園に移動希望者がどのくらいいるのか。そういった部分も丁寧に見ていくべきではないのかなと思うんですよ。それには隠れ待機児童数という部分も入ってくると思いますので、そういうところ、今後の子ども・子育て支援行動計画、東久留米市のそういうところで、ただデータだけで入れたからよくてではなくて、本当に何を求めているのかということにあわせてやってくる部分で、丁寧にやっていったほうがいいんじゃないかなと思いますので、そういった部分も是非検討していただきたいなと思います。

・会長

ありがとうございます。〇〇委員よろしいですか。大丈夫ですか。〇〇委員どうぞ。

・委員

確かにこういう数字が並んでいると、裏側とか並べ方の違いとかすごく気になったりすると思うんですが、この第一希望の待機児童数というところがひょっとしてミソなのかなと思うのと、それから、みんながみんな認可保育園を希望するわけではない。実際うちの長男のところは無認可で非常に手厚く、お金は高いけれども人数も少なくていうところに、それなりのお子さんが集まっているっていう話を聞くと、そうなんですか、そういう人の数字は一体どこにどういうふうに分類されるんだろうと思う部分があるので、なかなかこういう数字が並んでいるものの見方は難しいと思いますが、でもこの入園希望者の中から、実際いずれかのところにお入りになっている方や、育休中、私は2月かなんかのときにも言いましたけど、「落ちてああよかった」という、育休を続けるためには認可保育所に、うちも産休・育休の教員を抱えていますけれども、なるだけ2歳まで、なるだけ2歳半までとりたいとなったら、「ごめんね、やっぱり希望を出さないと育休中のいろんな保障というかね、雇用保険から出るお給料の保証とかがないから、頑張って出し続けなきゃいけないのよ」と説明をして、産休や育休になっていくんですが、育休の一定要件を満たした人とか合理的だと思うんですね。数にもし108って載せてしまうと、それも本当の数ではないと思いますし、これを引いた38についてもなかなかその数の裏側っていう事情

は、表からはそんなにわかりにくい部分があるんじゃないかなと思います。実際、保育園に第一希望で2回出して落ちたので入れてくださいっていう方も、うちの幼稚園なんかでも実際いますので。そこら辺の人の希望の部分と数字の部分というのもやはり少し考えなきゃならない。70も差があるとは思いますが、それぞれ事情があるということを、やっぱり数字の裏側から読み取る必要があるんじゃないかと思うのですがいかがでしょうか。

・会長

ありがとうございます。まず1つ、皆さんが共通して言えることだとは思いますが、今回作っていただいたものは国に準拠している形なので、方法論としてはまず間違いない形で作られているというふうに思います。それから、ほかの委員さんからもあるように、平たく言うと数字のマジックでよしとしないようなところの部分皆さんで注視しながら、事務局の皆さんにおかれても、手元資料ということでは旧のところも算出しようと思えばできる準備だけはされているところもある中で、そのあたりの数値の扱い方に関して、我々も今3人の委員の方々からご指摘いただいたように、そういう指摘を忘れないで今後数値のところを見ていかなければいけないだろうなど。まさに今後次の計画を立てるときにもそういったところも反映して、皆さんと議論を進めていければなというふうに思います。

今日のところはとりあえず一定程度、事業の説明であるとかですね、具体の数値の皆さんへの開示という形になりますので、今後の部分においては、次回の委員会のほうから具体に進めていく形になるかというふうに思いますので、もしよろしければ、本日の議題はこちらのほうで締めさせていただければなというふうに思います。どうぞ。

・委員

今後この13事業の内容に関して、例えばどういうふうに計画を考えているかとか、討論するかとか、そういうことになるんですよね、今後。

・会長

まあ、そうですね。

・委員

大雑把に言えばそういう形でいいわけですよ。

・事務局

5年前に現行の子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たりまして、この子ども・子育て会議でニーズ調査から始まり、量の見込み・確保方策ということで3本柱であります「幼児期の教育」、「保育」、「地域子ども・子育て支援事業」ということで各事業ごとに皆さんのご意見等もいただきながら策定したということがございますので、これをベースに国の動向も注視しながら、今後進めさせていただきたいと事務局のほうでは考えているところでございます。

・委員

わかりました。今までの流れからある部分のところなんですけども、例えば「⑦病児保育事業」に関しては、データでいうと今ある施設で足りてるということになってはいるんですが、やはりいろいろな方の話を聞きますと、西東京とか清瀬の病児保育を利用しているという東久留米市民の方も結構いらっしゃるということを聞いています。西東京とか清瀬の方だと、市の助成があるから、ある意味市民の利用料金で利用できるんですけども、東久留米市だと市外の人になりますから、やはり普通よりも割高な形で利用していると話に聞いたりするんですね。そういった部分でこの事業に関しては話し合っただけで考えていくに当たっては、可能であれば、清瀬とか西東京で東久留米市の方がどのくらい利用しているのか、そういった部分からのデータも必要じゃないのかなというのでも検討していただきたい。今後の、今日どうのこうのではありませんが。

あと、「⑧子育て援助活動支援事業」に関しても、以前ここで話し合ったときもサポート人数が確保できないという課題が出ていました。そういった部分もどうするのかというところも、是非議題として考えていかないと、事業だけ立ち上げて難しいのではないかなと思うので、そういった部分も見直しを持っていただきたいなというのがあります。

最後にすいません。ここからずれるかもしれないですが、その前に「⑩放課後児童健全育成事業（学童保育）」の部分に関してですけれども、確かに国のほうの子育て支援法のところにはこの13なんですけども、やはり保育園のほうでは「②時間外保育事業」っていうのがあるわけなんですけども、延長保育が。けどなぜ学童保育に関しては、延長保育事業がここに入らないのかなと。それは何回もお話お聞きしてますけども、市からのお話っていうのはあくまでも国のこの法に載っている13ということだったんですけども。これ延長保育事業に関しては、学童保育連合会としましても長年お話をしてきました、今はその待機児童数の解消を第一にやってきて、その次に延長保育を取り組んでいくということを回答いただいています。ですからこれが今回の、次の計画の中に入れていただくようお願いしたいなというのがあります。

で、最後になりますすいません。学童保育の国のほうの動向という部分があるんですけども、学童保育の指導員の方というのは今は有資格者。例えば、教師の方とか保育士の方とか児童厚生員とかそういった資格がある方で指導員になるというふうな基準があります。で、それが一応2名以上というのがあるんですけども、それが今、国のほうでそれを緩和しよう、緩めるという動きが出てきてるんですね。で、それに対して5月11日の内閣府のほうで各自治体のほうにアンケートをとってその結果のまとめが出ています。東久留米市にそのアンケートが届いてそれに答えられたのかどうか。

で、実際この問題に関しては単にデータとして各学童に子ども達が入りましたという問題だけではなくて、学童指導員の人たちがどういう人たちが何名でやるのか、ひよっとしたら1名でやらなくてはいけないのか。そうすると大きな問題にもなると思いますから。非常に大きな関わりのある問題だと思いますので、次回でいいですので、これに関して東久留米市としてもアンケートをどのように受けたのか、あるいはどのようにこの件に関して考えていらっしゃるのか、資料として頂けたらなと思います。すいません。以上です。



・会長

はい。最後にご意見いただきましてありがとうございます。当委員会におきましては、もちろん〇〇委員のおっしゃるように学童のことも非常に重要な関心事でもございますけれども、その他の事業もたくさんございますし、それぞれの代表の方も皆さん出ていただいておりますので、ぜひ事務局のほうといたしましては、今までもいろいろありましたけれども、他市・他区自治体それから国、それからこれまで良いとされてきたいろんな施策ですね、まあ例とか。そういったことをできるだけ、我々が検討するに当たって手助けとなるようなことを、事前に可能な限りですね、ご準備いただければというように思います。

それでは、次に次回の日程の確認をしたいと思います。事務局お願いいたします。

・事務局

それでは次回の日程等について確認をしたいと思います。

次回の日程に関しましては、7月の下旬から8月の月上旬に開催をさせていただければと考えてございます。内容といたしましては、現事業計画の進捗状況の点検・評価、これは29年度、28年度とやってまいりましたけれども、これの点検・評価、またニーズ調査に関する内容ですね、これらが中心になるのではないかなと考えております。

詳細についてはこの日程を含めまして、追って委員の皆様方にはご連絡をさせていただきたいと考えてございます。以上でございます。

5 閉会

・会長

ありがとうございました。それでは次回の日程等に関しましては大変恐れ入りますが、会長・副会長に一任させていただきまして、事務局と調整させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

梅雨にも入ったというお便りもあります。寒暖の差が激しかったり、気温のところで体調を崩される方も多いかというふうに思いますが、どうぞ皆様におかれましてもお体のほうをご自愛いただきまして、引き続き当委員会に関しまして、関連な意見よろしくお願ひしたいと思います。

それでは本日全て終了いたしましたので閉会とさせていただきます。委員の皆様どうもありがとうございました。

以 上